

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回枚方市障害者差別解消支援地域協議会	
開催日時	令和7年2月18日（火）	午後2時00分から 午後4時00分まで
開催場所	ラポールひらかた 研修室1	
出席者	森委員、藤木委員、岩本委員、中島委員、三上委員、大橋委員、長尾委員、山中委員、富谷委員、安田委員、仲島委員、木村委員、上福委員 (行政) 人権政策室、保健医療課、商工振興課、施設計画課、土木政策課、市立ひらかた病院総務課、教育政策課、障害企画課、障害支援課	
欠席者	金森委員、角谷委員	
案 件 名	1. 枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取り組みについて 2. 障害者差別に係る相談件数・内容について 3. 障害者差別への対応事例集（案）について 4. その他	
提出された資料等の名称	資料1 令和6年度 枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取り組みについて 資料2 相談事例の概要（令和6年度） 資料3 障害者差別解消に関する相談事例集（案）（枚方市の相談窓口での対応事例） 参考資料1 枚方市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿 参考資料2 内閣府リーフレット「合理的配慮の提供が義務化されます！」 その他、市民向けアンケート調査の結果（抜粋）	
決 定 事 項	—	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	—	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	—	
傍聴者の数	—	
所管部署 (事務局)	健康福祉部 福祉事務所 障害支援課	

審 議 内 容

○事務局

それでは、ただ今より令和6年度枚方市障害者差別解消支援地域協議会を開催いたします。

本日はご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。枚方市障害支援課 課長代理の西中と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。

この協議会の事務につきましては、枚方市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱第8条の規定により、本協議会の事務局は枚方市障害支援課が担当することとしておりますので、宜しくお願いいたします。

それでは、開催に先立ちまして、枚方市福祉事務所 所長の服部よりごあいさつ申し上げます。

○福祉事務所長

皆さま、こんにちは。枚方市福祉事務所 所長の服部でございます。

令和6年度枚方市障害者差別解消支援地域協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、平素から本市行政、とりわけ、障害福祉の分野には、格別のご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、ご多用にも関わらず、本日の協議会にご出席いただき重ねてお礼申し上げます。

さて、改正障害者差別解消法の施行に伴い、令和6年4月1日より民間事業者による合理的配慮の提供が法的に義務化されました。事業者による合理的配慮の提供につきまして、大阪府下では、既に令和3年から府条例で義務化されているところですが、今回の改正法の施行にあわせて、より一層の障害者差別の解消に向けた取組が求められているところです。

こうした障害者に関する社会状況の変化や動向も踏まえながら、枚方市障害者差別解消支援地域協議会では、障害を理由とする差別に関する相談や課題解決について、関係機関の皆様と共に、情報の収集・共有をするネットワーク組織を構築し、障害者にとって身近な地域で主体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

今後も本協議会を構成する関係機関の皆様と連携を図ることで、障害のあるなしに関わらず、基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し、地域の中でともに生きる社会を目指してまいりますので、引き続き皆様のお力添えを賜りますようお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞ宜しくお願いいたします。

○事務局

恐れ入りますが、所長の服部につきましては、この後、公務の予定がございますので、これにて退席させていただきます。

それでは、本日配布しております資料の確認をいたします。

(以下、資料確認)

資料は以上となりますが、過不足等はありませんでしょうか。

本協議会の運営につきましては、協議会設置要綱の規定により座長を置くこととしておりますので、枚方市障害支援課長の田中が座長を務めさせていただきます。

それでは、以後の進行につきましては、座長をお願いいたします。

○座長

枚方市障害支援課 課長の田中と申します。本日はご多用のところ、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、進行を務めさせていただきます。

案件に先立ち、事務局より各委員の紹介をお願いします。

○事務局

本日、金森委員と角谷委員よりご欠席の連絡をいただいております。出席の委員の皆さまを紹介させていただきます。

(以下、各委員より自己紹介)

○事務局

続きまして、行政機関の委員を紹介させていただきます。

(以下、本市の委員より自己紹介)

○事務局

最後に、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

(以下、事務局の自己紹介)

事務局からの報告は以上です。どうぞ宜しくお願いいたします。

○座長

それでは、案件に移らせていただきます。

案件 1 枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取組みについて、事務局より報告をお願いします。

○事務局

それでは、資料 1 「令和 6 年度枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取組みについて」をご覧ください。

はじめに、会議の開催ですが、全体会としまして、本日この協議会を開催させていただいているところです。

次に、研修等の実施ですが、障害者差別解消法についての研修を実施しております。職員向けの研修の実施となりますが、市役所全体の新入職員と人事異動により障害企画課、障害支援課に配属となった職員、また、新任課長を対象に実施しております。具体的な内容としましては、法の趣旨説明をはじめ、本市で作成した「窓口における障害のある市民

に対する配慮マニュアル」を中心に、実際に各職場で求められる障害のある市民に対する合理的配慮を想定した研修を実施したものです。

次に、周知・啓発活動ですが、令和6年4月1日からの合理的配慮の提供の義務化につきまして、内閣府作成の啓発パンフレットをもとに、障害支援課の窓口での配布や市ホームページへの掲載により、周知啓発を行っております。また、枚方市障害福祉サービス事業者連絡会及び北大阪商工会議所様のご協力のもと、5月に開催された内閣府の事業者向けオンライン説明会につきあましても会員事業者様宛にご案内させていただきました。

次に、相談体制及び受付件数ですが、主な相談窓口としましては、枚方市役所障害支援課となります。その他の相談窓口として、市内基幹相談支援センター、障害者相談支援センターでも相談を受け付けております。

相談受付件数ですが、令和6年度では本日の時点で2件となっております。

なお、相談の概要につきましては、後ほど案件2におきまして、資料2をもとに説明いたしますので、宜しくお願いいたします。

説明は以上です。

○座長

それでは案件1の報告につきまして、ご意見、ご質問等はございますか。

今年度はこれまでの通報件数が2件となっております。障害者差別解消法の取り組みが周知された上での2件なのか、それとも周知不足の結果であるのか、事務局としても判断が難しいところですが、引き続き相談窓口の周知や法の趣旨に沿った周知啓発に努めてまいりますので、宜しくお願いいたします。

他にご質問等がないようですので、次に、案件2. 障害者差別に係る相談内容の件数、内容について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料2「相談事例の概要（令和6年度）」をご覧ください。

事例につきましては、2件ございます。1件ごとに説明と質疑、意見交換を行いたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

はじめに、事例1です。

令和6年4月に肢体不自由の方の支援に従事していたガイドヘルパーから、商業施設における合理的配慮の不提供として相談があったものです。

相談内容ですが、車いすを利用する障害者の外出支援として、スーパーへの買い物に同行した際、店内の通路に車いすでは通行できない箇所があったため、スムーズに移動できるよう責任者と思われる店員に合理的配慮の提供を求めたところ、嫌な顔をされました。その場に居合わせた他の店員がヘルパーの知り合いであったこともあり、責任者に代わってその店員が適切に対応してくれましたが、合理的配慮の提供について世間の意識があまりにも低いとの相談でした。

相談者の主張、解決に向けた意向ですが、本市として対応するため、当該店舗の名称を問うたところ、この店舗での事例に限らず、世間一般における障害者差別解消法に関する認識の低さが問題と考えるため、この店舗への個別の対応というよりも民間事業者や行政

機関への全体的な周知、啓発に取り組んでほしいとのことでした。

事業者の意見、見解ですが、当該店舗の名称等が明らかでないため、事業者側の意見等は不明です。

対応ですが、本市としましても、事業者等が法の趣旨への理解を深めていくことが重要と認識しており、事業者団体等の協力も得ながら、より一層の周知、啓発に努めていく旨を説明したところ、相談者より「宜しく願います」とのことでした。

解決策の検討、建設的対話等ですが、事業者等に法の趣旨への理解を深めてもらうため、周知・啓発を行うものです。

結果としまして、啓発リーフレットを市のホームページに掲載するとともに、障害支援課の窓口においても配布しました。また、障害者差別解消法に係る事業者向け説明会の開催について、事業者団体のご協力のもと、会員事業者への周知を行いました。

事例1の説明につきましては、以上となります。

○座長

ただいまの事例1につきまして、何かご意見等があればお願いします。

○A委員

案件1にも少し関係があるかもしれませんが、障害者差別解消に関する取り組みについて、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供など、どの程度周知されているのか、検証が必要と思います。先ほど事業者団体の協力のもと各事業者への周知を行ったということでしたが、その具体的な内容はどのようなものでしょうか。また、合理的配慮の提供については、法の施行当初より行政機関は法的義務とされていましたが、民間事業者では、今回の改正法施行で努力義務から法的義務になったことに対する認識がどうか、意識調査みたいなこともすべきではないかと感じます。

○事務局

周知の具体的な内容ですが、内閣府より昨年5月8日、9日にオンラインで事業者向けに合理的配慮に関する説明会を開催するとの案内がありました。そこで、枚方市障害福祉サービス事業者連絡会様と北大阪商工会議所様のご協力のもと、各会員事業者様宛にメールなどSNSを活用し、情報提供していただいたものです。意識調査というところでは、我々としましても、効果的な周知啓発を図っていく上で、事業者の認識を把握することは重要と考えておりますが、その辺りの手法については、この協議会にも事業者団体からご出席いただいている方がおられますので、委員の皆様にも相談させていただきたいと考えております。

○B委員

このオンライン説明会の参加者数を市では把握されていますか。

○事務局

オンラインで内閣府のサイトを通じて、事業者が直接申し込みをされていますので、市

では参加者数の把握はしておりません。

○C委員

店内の通路に車いすで通行できない箇所があったが、居合わせた店員が相談者の知り合いであったこともあり、適切に対応して通行できるようにしてくれたということですか。

○事務局

通路に物が置いてあるなど、狭量でなかなか車いすが通行できない状況があったとのことで、物を撤去してもらうなど、通路の幅を少し広げてスムーズに通行できるように対応してくれたというものです。

事業者の合理的配慮に対する取り組みの意識が進んでいないと感じられたので、周知啓発をしっかり行ってほしいという趣旨の相談です。

○C委員

この店舗の名称が明らかではないですが、これは相談者に尋ねてみたが教えてもらえなかったということですね。

○事務局

おっしゃるとおりです。私どもの方から店舗にお話をさせていただきたいということで店名をお伺いしたのですが、相談者の知り合いが勤めておられる店舗ということで、そのあたりは気を使われたというのもあると思います。相談者としては、この店舗での事例に限らず、世間一般における障害者差別解消法に関する認識の低さが問題と捉えておられ、民間事業者や行政機関への全体的な周知、啓発に取り組んでほしいとのことでしたので、そのように対応させていただきました。

○A委員

店舗の従業員から嫌な顔をされたというのは、非常に主観的なものであり、その方の人相が、例えばちょっと目つきが怖いとか、そういったことでも受ける側からすると良くない印象を受けてしまう可能性があります。そこだけを取り上げて、事業者側の対応が悪いと決めつけることは正しいとは言えませんし、必ずしも障害のある方の訴えが正しいとは限りませんので、主観的要素が入ってくると、判断が難しくなることを理解しながら対応する必要があります。例えば、障害のある方が就労している事業所であれば、障害特性の面から、他者とのコミュニケーションが非常に苦手な方が現場に出ている可能性もあるでしょうし、そういった場合では、場に応じた表情をすることが難しい方も当然おられる。そこで嫌な顔をされたといっても、それはいわゆるコミュニケーションエラーであるわけですが、そういったことも含めて、事業所側の責任を一方的に追及するであるとか、逆に相談した方を突き放すこともよくありませんので、この辺りを適切に判断しながら対応する必要があります。事業所としては、人員的に思うように対応できないこともあるでしょうし、実際に障害のある方への対応を経験しないと分からないこともある。定型的な対応ではなく、その場で臨機応変に対応することも必要だと思いますので、お互いの

コミュニケーションが大事ではありますが、主観的な要素が入っている相談に関しては、冷静に客観的な視点を持って対応することが必要と思いました。

○事務局

確におっしゃるとおりだと思いますので、今後もそのような視点に注意しながら対応に当たらせていただきます。

○C委員

委員からのご指摘のように、主観によって物事を決めてしまうというのは当然不適切な対応と思いますが、相談を受けた側としては、まずは相談者がどのように思ったのかというところから対応をスタートするので、最初はある程度ありのままの訴え聞くしかないと思います。その上で事実と異なるのであれば、実際はこうであったと判断して事実関係を記録していくべきものです。事実認定が結構難しいと感じる事例ではあると思いますが、実際に障害のある方からの差別や虐待に関する相談を具体的に聞いてみると、虐待や差別とは言えないような内容も多く、言葉や態度が無愛想であったとか、無視はしていないけど冷たくされたといったケースもよくあるので、そのあたりの解明が難しい事例という気がします。

○座長

おっしゃるとおり、こちらも先入観を持たずにフラットな姿勢でまずは冷静に相談者からの話を聞くところが大切であり、こういった思いを相談者は持つておられるという点をしっかり把握しながら、適切に対応していきたいと考えております。この事例につきましては、通常であれば店舗等を訪問し、現場を確認するとともに、事業者の方にこのような相談があったことをお伝えして、合理的配慮への理解を求めるところですが、店舗名を教えていただけなかったことから、個別の対応が難しかったものです。事務局としましては、今後同様の事例があれば、可能な限り相談者から事業者名を聞き取り、周知、啓発を進めていきたいと考えております。

他にご意見はないようですので、次の事例に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、事例2について説明させていただきます。

令和7年1月に知的障害のある方が障害を理由としてURの物件への入居を断られたことで、日常的な支援者から不当な差別的取扱いに該当するものとして相談があったものです。

相談内容ですが、公募されているURの物件「健康寿命サポート住宅」の賃貸契約の申込みを行った際に、入居要件である申込者本人が障害者であることを伝えると、「契約の際に手帳を持ってきてください。療育手帳Aの場合は審査で引っかかる可能性があります。」と伝えられました。後日、家族と同居でなければ入居できないと賃貸契約を断られたというものです。

相談者の主張、解決に向けた意向ですが、対象者は1年間、単身生活の練習をしてきて夜間も単身で過ごせており、一日の全てを一人で過ごすのではなく、ヘルパーの利用など必要な支援を受けながら生活することになるので、入居を認めてほしいというものです。

事業者の意見、見解ですが、

・URの審査基準として、チャートのようなものがあり、今回のケースでは単身で過ごすことが難しいのではないかと判断した。

・火元の管理やセールスなどの勧誘への対応で、何か問題が発生した場合には、URの責任問題となる。

・申込者本人が常時単身ではなく、適宜支援者が関わるとのことであるが、営業センターに来所した際の印象として、単身生活や契約行為を行うことが難しいのではないかという印象を受けた。本人以外に誰かが24時間いる状況でなければ契約は難しい。

・障害があることを理由に入居を認めないのは差別ではないのかとの問いに、「何かあった時にURとして責任を問われてしまうので。」

というものでした。

市の対応ですが、障害を理由とした今回の事業者の取扱いについて、安全の確保や損害発生防止、事業の目的の維持等の観点から正当な理由があるものと認められるのか、また、障害のある方への思い込みや偏見、支援体制に対する理解不足等も窺える点も踏まえながら、総合的・客観的に判断するとしました。

解決策の検討ですが、折角ですので、本日のこの協議会で検討を行い、得られた見解等をもとに、今後対応を進めていきたいと考えております。

説明は以上となります。

○座長

ただいまの案件につきまして、何か率直なご意見、質問等あればお願いします。

○C委員

補足ですが、これは私の事業所に通所している障害当事者の話です。60歳以上であれば入居の申し込みができる住宅ということで、他に障害者であることなどの要件は問わないとのことでしたが、何か身分証明証がありますかと尋ねられたため、療育手帳を所持していることを伝えると、結果的に賃貸契約を断られたというものです。私たちが一番気になったのは、入居の可否を判断するチャートのようなものがあって、それに沿って判断を行ったとの説明を受けたのですが、そのような基準が公表されていないことや、何か職員の個人的な主観で判断されているような点です。URという非常に公共性の高い住宅会社でありながら、障害者であることをもって、なぜ単身ではなく家族と住まないのかと担当者から言われたため、手続きに同行した私の事業所の職員も、入居を希望する女性がこれまで30年以上就労してきたこと、一定単身でも生活する力があること、家族と離れて支援を受けながら単身生活ができるように取り組んできたことを説明しましたが、その点を考慮せずに、障害者であることを理由に契約を断られたことは、不当な差別的取扱いと感じています。

○座長

ただいま補足説明がありました。ご意見等がございますか。

○B委員

C委員が言われたように、このチャートの内容を明らかにして欲しいのと、実際に問題が発生した場合にURの責任は問われるのでしょうか。それはあくまでもUR側の言い分であって、実際にそうなるのか分かりません。火元の管理に関しても、療育手帳を持っている方は火元の管理ができない、火事が起こる可能性が高いという客観的なデータもないと思います。責任問題自体が偏見から起こっている可能性が高いのではないのでしょうか。

○C委員

そもそもURの担当者と対応したのは同行した職員であって、本人はその間職員の横で座っていただけで、担当者とは一切会話をしていません。本人の生活状況を何も把握していないにも関わらず、個人的な印象として単身で生活するのは無理ではないかということをお伝えされたものです。こちらは契約するつもりで書類一式を揃えて行ったのですが、相手方より、契約は一旦保留させてほしいと伝えられ、後日、何かあった場合の責任問題やなぜ家族と住まないのかということをお問われ、最終的には入居の可否を判断するチャートに基づき契約はできないと説明を受けました。高齢者は誰でも入居可能といった表現で募集されているのですが、障害者の場合にはこのような条件が必要とは記載されていません。かつてURが公営住宅だった時に、公営住宅法で重度心身障害者は入居できないとされていました。しかし、現在はそのような規定はなくなっているのですが、未だにそのような認識なのかと思いました。法律に基づき障害者を締め出すということは到底ありえないので、URとしての決定か、誰かが個人で下した判断なのか、その辺りのことも明らかにできればと考えています。

○B委員

私は25年ほど前に、ある県で一人暮らしを始めましたが、その当時の状況で言いますと、不動産屋の知り合いに聞いてみたのですが、車いすが必要な単身の障害者に紹介できる物件など200%ありませんと言われました。実際に一度契約しようとした物件がありましたが、今回の事例のように火事になったら責任がとれないということで、契約を断られました。結局、不動産屋の仲介ではなく、個別に探して何とか契約できましたが、当時の状況を思い出させるような、時代に逆行する話だと思います。仮に障害のある方とない方の二人世帯で、障害のない方の火の不始末による火災もあり得ますし、同居する人数が多い方がリスクの高まる可能性もあるわけで、根拠のない偏見であると考えられます。やはり障害者や高齢者の住宅問題は結構深刻であり、私のケースから25年たった今でもやはり物件を借りることは難しい状況が続いているということです。理由を説明されずに断られるケースは結構あって、そういう状況の中で、このURのような公共性の高いところがこのような判断されると非常に影響が大きいですので、協議会としてもぜひ関係者を集めて話し合いの場を設定するなど、慎重に対応していただくことを提案します。

○事務局

ご意見のあったようにURと話し合いをしていきたいと考えております。火元の管理については、障害のある方だからといって、必ずしも火災を起こす可能性が高いとは言えませんし、明確な根拠があるというものでもありません。障害のない方でも火災を起こす可能性は十分にあるわけで、そこはやはり偏見や思い込みがあるのではないかと思います。URの認識への周知啓発というところも込めて、話をさせていただく必要あると考えております。

○C委員

障害当事者が契約できるように、合理的配慮の提供も同時に課せられる課題ではないかと感じています。場合によっては人権救済を申し出てよいと思える事例と思いますし、障害のある方の住宅確保の課題として、大きく捉えていきたいと考えております。

○D委員

私は療育手帳を持っており、B2の判定を受けています。URは療育手帳Aの方の入居を断ったとのことですが、障害がある限りは入居できないのでしょうか。明らかにしたいです。

○事務局

入居要件等につきましては、確認させていただきます。

○E委員

確認ですが、身分証明書の有無を問われて、代わりに療育手帳があることを告げたために、障害者であることが分かったということでしょうか。例えば、身分証としてマイナンバーカードを見せていたら、障害がある方とは分からなかったということでしょうか。もう1点は、視覚障害者の一人暮らしの場合には、URでも民間の物件であっても、入居を断られることが大変多く、そこで私の知り合いも視覚障害者の火災事例が実際にどれぐらいあるのか、根拠として警察に確認してみましたが、そこまでは把握していないとのことでした。結局、根拠のないまま入居を断られるのですが、そのあたりは市からも、障害のある方でも入居に問題がないことを後押ししてもらえたら、障害者も助かるのではないかと思います。

○C委員

身分証はありますかと聞かれたので、療育手帳を持っていますと答えたら、手帳の提示を求められたものです。私も数か月前に、視覚障害の単身生活者の住宅探しを大阪市内で手伝っていました。ある不動産チェーン店で良い物件を見つけたので、このマンションに入居したいと伝えたところ、そこは既に契約済みですと断られました。その時はそうなのかと思い、また良い物件があれば連絡しますと言われたのですが、結局連絡はしてこないという昔ながらのお断りのパターンでした。その後、いわゆる町の不動産屋に入店したの

ですが、その当事者の方を見た上で物件を探していただくと、先日断られたものと同じ物件を紹介されました。この物件への入居は可能かと聞いたところ、可能であるとのことでした。この物件を契約することができました。個人的な印象なので何とも言えませんが、先に相談した不動産屋からは、障害者であることを理由に体よく断られたように感じました。もちろん交渉ごとでもありますが、わずか1週間ぐらいの間の出来事にも関わらず、不動産屋または担当者によって対応が違うことを実感しました。この案件もそうですが、組織的な判断なのか、窓口の担当者の個人的な判断なのか、URとしてそのあたりをはっきりして欲しいですし、個人が付度して判断したのであれば、URとしてこれはおかしいということ意見を表明して、謝罪して欲しいと思っています。それぐらい障害のある方の住宅確保は大きな課題であると認識しています。ちなみに私の事業所はNPO法人ですので、法人契約で宅等物件を借りていますが、そこに契約者以外の障害当事者が住むとなれば、契約上は問題があるわけです。あくまでも個人で契約する必要があるという中で、このようなことが起こる。今回のように、障害があるということを入居を断るということが、法律に抵触することを理解していないのではないかと思います。これから行政をはじめとした働きかけの中で、そのあたりを明らかにしたいと思っています。

○A委員

先ほどから議論に上がっているように、障害があるから火事を起こしやすいわけではないですし、トラブルが障害のない方と比べて多くなるとも思いません。仮にあるとするならば、例えば火災があった場合に、その火元の方が障害者であったことで、不動産屋や家主の責任を認めた判例はあるのでしょうか。会議の前にある程度は行政側で調べていただく必要があると思います。判例などの根拠も何もない中で、個人的な主観や偏見で判断されているのであれば、厳しく行政から指導していただく必要があると思います。一方で、裁判事例として、実際に障害のある方が入居している状態での火災、盗難、その他諸々の住宅トラブルに関して、障害を持っていることを理由に、不動産業者や家主の責任を追究したような判例があった場合は、一定の基準をもって入居を断る行為を一概に不当であるということは難しいとも思いますので、しっかりとその点は確認する必要があると思います。先ほどの話でもありましたが、いわゆるチェーン展開の大手不動産業者では契約を断られたが、個人の仲介業者では契約できた、これと同じようなパターンで言いますと、病院での救急搬送の受け入れもそれと近いところがあって、いわゆる大手の病院では断られたのに、小さな病院では受け入れる場合があります。その判断基準や責任というのは、大きな組織と小さな組織では異なることもあることから、おそらくそのような対応になったのではないかと思います。個人で営業しておられるような不動産屋は、入居の可否を決めるにあたって、自分の責任において対処できるため、大手と比較すると入居の可否を判断しやすいですが、一方で大手の不動産屋の場合には、権限のない担当者レベルであれば、なぜ入居を認めたのかと後から上司に追及される可能性もあるため、とりあえずこの件は断っておこうという判断があるのではないかと思います。法的な部分も含めた根拠が全くないのにも関わらず、トラブルになるかもしれないと声高に言われるのであれば、それは指導すべきと思いました。

○事務局

委員からのご意見でもありましたように、法的な部分については事務局としても確認したいところであり、本日は法律の専門家である委員がご出席といただけるということで、直接この場で見解をお伺いできたらと思っておりましたが、この後少し遅れて出席されますので、改めてその辺りは確認させていただきたいと考えております。あらかじめこの事例については、事前に専門家の委員に説明の上、ご意見等を伺っておりますが、入居の可否の判断はURの内部基準であり、非常に裁量の幅が大きいものであること、ただしその判断は一律に障害があるということではなく、総合的な生活能力をもとに判断されるべきものではないかのご意見を伺っています。例えば、1年間単身生活の練習により夜間も単身で過ごしていることを証明するような書面や、ヘルパーの利用をはじめ、必要な支援を受けながら生活するという計画書を用意した上で、話を進めていく必要があるのではないか、障害者差別解消法の趣旨に基づき、URとの建設的対話により障害のある方が望む生活を実現する環境づくりという点において、しっかり粘り強く説明していく必要があるのではないかとのお話を事前にいただいております。

○C委員

今後いろいろと話が重ねられていくことを当然望みますが、60歳以上を対象とした物件で家賃も低額に設定されており、しかも1階の部屋というので安心して申し込んだわけです。通常60歳であれば高齢者とは言わないですが、65歳、70歳と年齢を重ねていくことで、以降は介護度が増すことが予想されます。階段を一人では上がれないといったことや、認知能力の低下も進むかもしれません。そのような人を入居対象としながら、単身の生活能力を条件とすることは、本末転倒ではないかと思えます。入居の基準を明らかにせず、障害者であることをもって個別に査定するのは不当であると思えます。支援する側として、これまで障害のある方の住居確保については、差別的な対応を受けることもありながら何十年も支援してきましたが、物件を契約するときには、必ず自分たちが責任を取りますということと言わされてきた背景もありますので、少しでも改善できればと考えています。

○B委員

先ほど火事があったときの責任問題という部分ですが、例えば暴力団等の反社会的勢力を入居させた結果、そこで抗争事件が起こってしまったという場合の責任問題とは異なり、障害を理由に入居を認めないことは、明らかに差別であるということが法律上の理念とされているわけです。判例がどうなのかという議論や考え方などについては確かに知っておく必要がありますが、前提として、この会議は障害者差別解消支援地域協議会ですので、そのような扱いは不当であるという認識に立たなければいけないものですし、先ほどのC委員からのお話のように、何かあった場合には支援者が責任を取るとことをされてしまうと、すべてのケースにおいてそのように扱われるわけです。入居の審査というのは、収入の状況や反社会的勢力ではないのかといった最低限の基準を一定クリアすれば、入居を認めていくものであって、障害があることでさらに踏み込んで審査をする仕組みは、やはりおかしいと感じましたので、前提となるそのような考え方の共有をお願いした

いと思います。仮に障害のある方が起こした事案について、その責任を家主や不動産会社が負うといった判例があるのであれば、今回のURの対応は法律上正しいとされてしまいますので、結果として障害者の権利は守られないこととなります。この場合は障害を理由に入居を認めないことは明らかに差別であるという前提で議論されるべきであり、法的な責任について議論するものではないと思います。

○A委員

事業者に対して、差別をしてはいけないということは当然のことです。私が言いたいことは、差別的な行為をしないようにすることを妨げている世の中の仕組みがあるのであれば、それをなくす努力も同時にしなければならないということです。障害とは関係のないところで、事業者さんに対して無限に続く責任を負わせている可能性があります。例えば、医療職に関しても言えば、患者さんを受け入れた以上は、健康を戻してあげることが責務として課せられていて、結果として上手くいかなかった場合にも責任を負わされることを覚悟の上で医療に従事しているわけです。それがいわゆる物件の賃貸業の事業主さんに、そこまでの覚悟を持ってやりなさいといっても、どこまでの負担を負うべきか分からないところがあります。障害のある方は、普段から社会的な障壁のようなものを背負われているわけです。それと同じものを背負うわけではないのですが、障害のある方へのサポートは必要ですので、事業者にも一定の配慮を求めていくというのですが、この事例において事業者の対応は不適切なところがありますが、このような対応をせざるを得ない背景があるのではないかという確認です。そこを確認せずに、対応が不適切との見方をされると、事業者側はそれでは賃貸自体をやめるしかないという判断になりかねません。背景として、事業者側の対応は全く根拠がないものなのか、担当者の個人的な対応であったのか、その点の確認が必要と思いました。

○C委員

今後対応していく中でその辺りは示されると思いますが、当事者としては、明らかに障害があることで入居を断られたという印象であったので、当然、障害者差別として相談するわけですから、まずはそこから話はスタートするしかないということです。どちらが不利、有利という問題はこれから議論されるべきことであって、少なくともこの物件の募集要件には、今回断られたそのあたりの理由に関することは、一切記載されていなかったわけです。むしろこれから支援を要するであろうという人を入居対象と謳っているにも関わらず、要支援者は不可というわけですから、それはいったいどういうことなのか。高齢者は入居可能で障害者は無理というのは、やはり思い込みや偏見としか思えません。いろいろなご意見もあると思いますが、この場で決めるというのは難しいと思いますので、今後そのことを確認していく中で、それぞれの見解もしくは法的な照らし合わせがどうなのかということが明らかにされるべきだと思います。高齢者や障害者にとって住居の確保が大きな社会問題となっているのにも関わらず、特に公的要素の強いURのような事業者が、障害者の入居を拒否したということの正当性がどこにあるのかということは、しっかり公表されるべきだと思います。

○座長

この件につきましては、皆様も様々な意見があると思います。府営住宅でも車いす利用者向けの住宅や障害のある方を対象とした物件があります。URや府営住宅といった公共性の高い物件の入居基準が、民間の入居基準にも一定反映、影響されることもあるのではないかと思います。現在、グループホームや、高齢者の方でしたら有料老人ホームなど、そのような形態で以前よりは入居しやすい住宅は出てきていますが、まだまだ行き渡っておりません。障害のある方も当然私たちと同じように、住環境に関する希望が叶えられるべきものですので、事務局としてもURにあらためて入居の要件や審査の内容について確認を行ってまいります。対応結果については、今後何らかの形で皆様の方にはお伝えさせていただきますしたいと思います。

○C委員

物件によっては所得要件が課せられる場合もあるのですが、1年分の家賃を前払いした場合には所得要件の審査が免除されるということで、1年分の家賃も用意していました。こちらとしてはそこまで準備して申し込んだにも関わらず、契約をしてもらえなかったということです。

○D委員

そのことで聞きたいことがあります。そのお金は手元に戻ってきたのでしょうか。

○事務局

契約してもらえなかったため、家賃の支払いはなかったということです。

先ほど途中からですが、F委員にも会議にご出席いただいております。事前にこの件につきまして、法律の専門的な視点からF委員の見解を伺っておりましたが、あらためて委員からの説明等はございますか。

○F委員

UR側には入居の可否を判断する何か内部の基準があると思うのですが、このような場合にするべきことは、URに対して入居が可能となるような根拠資料をしっかりと提示していくことだろうと思いました。この方は1年間にわたって単身生活の練習をされて、夜間も単身で過ごしているわけです。このことをご本人からの申出書に加えて第三者による証明書などを作成してもらい、入居後の生活については単身で過ごす時間もありますが、ヘルパーさんによる支援も受けながら生活していくという計画表のようなものを提出し、説明していくべきというのが私の意見です。類似の事例において、先ほど述べたような対応を行った結果、URは入居を認めたそうです。障害者差別解消法の趣旨からも、障害のある方の特性に応じて、この方の場合にはこういう条件のもとで暮らせますということについて、建設的対話の結果、入居を認めていくのがURとして法律に則したあるべき姿ではないかと説明をされるのがよいと思います。

○A委員

(専門的な観点から) F委員にお伺いしたいのですが、URに何か法律上の責任が発生する可能性はあるのでしょうか。責任を負うことがないのに、入居を拒否したのであれば、URの対応は最悪です。実際に責任を取らなくてもよいのに、そのような断り方をしたのであれば、それは単に入居させたくないという話になるわけです。もし仮に裁判事例があるのであれば、F委員のおっしゃるとおりで、単身でも生活していくことが可能ということを実証していく作業や、建設的対話が必要と思いますが、そもそも障害のある方が火災を起こしやすいというエビデンスがあるとか、もしくは障害のある方を入居させた建物で火災があった場合に、火元がその方であったら、損害に対して何かしら入居を認めた不動産会社や家主が賠償責任を負わされる可能性があるわけです。責任を負う必要がないのであれば、これは根本的にURの対応が間違っていることになりませんが、根拠があるのであれば、F委員の言われたような話し合いの過程を踏まなければ解決が難しいと思います。

○F委員

仮にそのような事例があった場合には、他の入居者はURの責任について主張してくると思います。入居時に火災につながる可能性があるにも関わらず、入居を認めたとなれば、どのような審査を行ったのかということが問われる可能性はあります。むしろ障害のある方の入居基準があるのであれば、事前にこのような審査をしますということを明らかにすべきだと思います。

C委員

担当者によって主観的に判断されるというのは、当事者から見ると強い不当性を感じます。見えないところで議論されるわけです。しかも先ほども説明しましたが、この物件は60歳以上を対象にした住宅であり、今後、要介護になる可能性が高い方を対象としているわけです。仮に認知症になれば退去しなければいけないのか、退去の審査はURがするのか、そのようなことが全て見えない中で、療育手帳を所持しているから入居できないというのは、当事者にとっては非常に不当な扱いを受けていると思います。支援者の立場から見れば、これだけの支援体制があるということですが、URの尺度は異なっているわけです。その差はどう埋めるのか、その議論を進めないで利用できないものでしょうか。私はその部分は相互理解の範囲で良いと思っています。条件を明らかにすべきと言っているだけです。どのような生活を過ごされていますか、このような人がいますよ、ああそんなんですねという理解だけで良いわけです。相互理解の中で、障害者がそのような支援を受けながら地域で過ごしていることをもっと広めていければと思います。むしろ、その差が埋まらなかったら入居させないというのは、ある種の差別ではないかと思います。より重度な障害であるほど入居できないという条件であり、特に知的障害であるからで、おそらく身体障害であればあまり審査で問われないような気がします。

○D委員

URの担当者が個人的に決めてつけているように思います。私は知的障害ですが、同じ障害のある友人で反社会的な人はいません。何か決めつけられているように思います。

○G委員

D委員の発言を補足させていただきます。D委員は療育手帳を持ちながらも、これまで長い間、地域で一人暮らしをされています。社会福祉協議会でもそのような方を多く支援しています。実際に地域で単身生活を過ごしているのに、すぐに火災を起こすであるとか決めつけられるのがおかしいと、先ほどから横でおっしゃられていました。やはりそういう目線で見られることはおかしいですし、理路整然と話を整理していただいているのは分かるのですが、ただ、気持ちの問題として、障害イコール何か問題が起こるかもしれないと入居を断られ、障害者への理解がないことで、結果的に何かあれば障害があったからではないかと言われてしまうわけです。しかし実際に火災は様々なところで起こっており、その火元が障害者である割合が非常に多いのかと言われてたら、おそらくそうではないと思います。実際に両親や身内が他界されて、障害のある方が一人暮らしになるケースは結構ありますが、現在の住居にそのまま住み続けることが家賃の面から良いケースであっても、老朽化が進んでいるために転居が必要となった時に、実際に入居可能な物件というのは、本当に見当たらない状況です。やはりそこは公的なURなどが積極的に受け入れていただきたいので、そのあたりはしっかりと伝えていただきたいと思います。

○D委員

もう少し聞きたいことがあります。火災があったときに、例えば現場に障害者などの要支援者がいた場合には、救助してくれるのでしょうか。

○H委員

火災現場で救助を求められている場合には、障害の有無に関わらず、全ての方を救出するように活動を行います。

○D委員

もう1つ、警察の方に聞きたいことがあります。

○事務局

申し訳ありませんが、本日警察の方は出席されていません。

○A委員

もう一度確認したいのは、この協議会は障害のある方への不当な差別取扱いと合理的配慮の不提供を禁止するという目的でやっているわけですから、逆に言えば不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供は、世間において多く行われているというわけです。先ほどF委員が言われたように、住民で訴えるという人がいてもおかしくはありません。しかし、そのようなリスクがあるからこのような対応をされても仕方がないとはならないわけであって、市として或いは私達として打ち出すべきは、障害を理由に条件をつけることはやはりおかしいということを前提としなければ、よくわからない話になってしまう印象です。まずは、障害があることを審査基準とすること自体が差別的取扱いではないかという

判断、仮に法律적으로おかしいのであれば、その上でなぜそのような対応をしたのかという点について、市としても立場を鮮明にさせていただきたいと思えます。

○座長

URは広域的に事業を展開していますので、同じような案件への対応の有無も踏まえ、大阪府の広域支援相談員にも相談したいと考えています。募集要項で障害のある方の入居基準が明示されていないこと、審査内容が見えないという部分を大阪府とも調整しながら話を進めていきたいと思えます。この件につきましては、皆様本当に様々な思いやご意見があると思えますが、引き続き関係先と連携しながら対応してまいります。また、自立支援協議会にも情報共有させていただきたいと考えておりますので、宜しくお願ひいたします。

それでは時間の都合もございますので、続きまして案件3に移りたいと思えます。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料3をご覧ください。

前回の協議会でもお伺いしておりましたが、これまでの対応事例の積み上げが必要とのご意見をいただいております。本市としまして、事業者が合理的配慮の提供を求められた際に、参考となるものが必要と考えていますので、市の事例集を作成していきたいと考えております。

内容につきましては、これまで市に寄せられた事例の中から、問題の解決につながった事例を抜き出して掲載しているものです。

今後、適宜事例を追加していき、まえがきや目次を設定するなど、事例集として整理したいと考えております。

内容としましては、場面に応じた構成としており、今回掲載しているのは、サービス（飲食店、買い物）での事例、行政機関、公務関係等での事例として合理的配慮の提供につながったものを掲載しております。

例えば、事例1のスーパーマーケットの通路が狭く車いすで通行できないという事例では、店内を車いすでもスムーズに通行できるようにしてほしいとの相談者の意向を受けて、事業者として解決策を検討した結果、棚を移動させて通路を拡幅する等、店内を車いすで通行できるように対応したという合理的配慮の提供が記載されています。

このような好事例を事例集として積み上げていきたいと考えておりますが、本日お示したものはたたき台と考えておりますので、委員の皆様からご意見をいただきながら、より良いものにしていきたいと考えておりますので、宜しくお願ひいたします。

説明は以上です。

○座長

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見はございますか。

○事務局

この事例集は、現在掲載されている4つの事例で終わりというわけではなく、たたき台ということで、今後、好事例を中心にこの事例集に積み上げていきたいと考えております。また、皆様の方で対応された好事例があれば、この事例集に当然掲載していきたいと考えておりますので、相談支援センターをはじめ、関係機関の方からも、改善、解決に繋がった事例があれば事務局までご報告いただくと非常にありがたいと考えております。国やそれぞれの地方自治体でもこういった事例集は作成されておりますが、枚方市でもこのようなものがあると、例えば事業者の方からご相談あった場合に、こういう形で合理的配慮を提供できますということで、助言させていただく参考資料にもなると思いますので、ご協力のほど宜しくお願いします。

○座長

特にご意見等はないようですので、最後の案件に移りたいと思います。

それでは案件4、その他ですが、本日の案件に関するご意見や各関係機関で取り組んでおられる内容等がございましたら、ご紹介いただきたいと思います。また、障害当事者としてご出席をいただいております委員の皆様より、何かご意見がございましたら、お願いします。

○B委員

配布資料で権利擁護に関する問いについて記載している資料がありますが、これは枚方市障害者計画の策定にあたり実施したアンケートの結果ということで、市のホームページにも最新版が掲載しており、公表されている事例をご用意していただいたと思います。出典が記載されていなかったのを、補足させていただきました。

○座長

ありがとうございます。法律の専門的な部分については、F委員にもご相談させていただくこともあるかと思っておりますので、その際には宜しくお願いいたします。

○D委員

アンケートで「障害があることで嫌な思いをしたり、困ったりすることはありますか」という質問について、「ない」と答えている人がいますが、それは事実ではないと思います。私だけではなく、他の人も嫌な思いをしたり、困ったりすることがあると思います。

○座長

D委員がおっしゃるように、嫌な思いをしたり、困ったりすることはあると思います。障害のある方にとって、相談するということが自体がものすごく大きな1歩であり、相談事例が少ないという点にはそういう理由があるのかもしれませんが、事務局としても相談をしっかりと受けとめながら、話し合っていくことが大切であると考えています。ありがとうございました。

○F委員

案件2にあったURの事例の件です。入居の審査要件はあるでしょうが、やはり考え方として要件を満たしているのであれば入居を認めるところからスタートすべきものです。確かURの物件は保証人や保証金が不要でしたね。

○C委員

はい。60歳以上の方はそういった条件を満たすことが難しいということで、そのような設定になっていると思います。テレビのCMでもそのように宣伝されています。F委員がおっしゃるとおり、要件を満たせば入居できて当然であるというスタンスでいくべきであり、入居していく中で必要な対応を行うとした方が良く思うのです。同居人がいなければならないという条件を課すのは何か差別だと思えるのです。

○F委員

申し込みを受理して審査したのではなく、申し込みをする前に入居できないと判断しているわけですから。

○C委員

そのとおりです。申し込みすることができませんと言われました。書類すら出せないのです。本人の状況を聞いて、門前払いされたという印象です。おそらく療育手帳を所持していることを言わなければ担当者からも聞かれなかったと思いますし、手帳を提示する必要もなく、障害があることも問われなかったと思います。普通、高齢者にあなたは認知症ですかと聞かないでしょうし、まさか知的障害者ではないですよねとは言わないわけです。入口さえ入れてもらえなかったということで、それは大変おかしいと思います。なぜ家族と住まないのかと聞かれたわけですが、根底にあるのは、障害者は単身で生活することが無理で、家族と住むものであろうという思い込みがあるということです。

○F委員

入居に際して何が問題であるのかをUR側に明らかにさせて、その内容において必要なものは用意すべきですが、そもそもそれは不要ではないかというものをUR側に伝えていく形で進めていかれるのが良いと思います。

○座長

ご意見をもとに今後対応していきたいと思います。他に何かご意見等はございますか。

やはり案件を通じて障害のある方が置かれている社会的な状況が非常に見えてくる印象を受けますし、先ほどD委員からもご意見をいただきましたが、アンケートでは把握できない実情があるということも非常に伝わってまいりました。市民に対する障害者への理解、啓発という点でもさらに取り組んでいかなければならないことを改めて強く感じました。長時間になりましたが、本日の協議会はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。